

Mīmāṃsā 学派における dharma 観の基調

倉田 治夫

祭事mīmāṃsā⁽¹⁾の学問は「dharma 探究の学問」⁽²⁾と呼ばれる通り、dharma をその中心課題としている。Mīmāṃsā 学派のほか、Vaiśeṣika 学派も dharma を課題としているが、同派においては dharma を高位と低位の2種に分け、前者は「真理の認識」であって解脱の原因となり、後者は祭祀を中心とする宗教的義務の実行であって生天の原因となるとしている。⁽³⁾ 又、Mīmāṃsā 学派との密接な関係が認められている Vedānta 学派の場合は、Brahman を考察の対象としているが、⁽⁴⁾ その中でも Śāṅkara の思想体系においては、身体・言語・心の行為にほかならない dharma⁽⁵⁾ は無明に基づいており、解脱の為に、窮極的には否定し去られるべきものであるとされる。⁽⁶⁾ それに対し、dharma そのものに意義を認める Mīmāṃsā 学派において、その dharma とは具体的には如何なるものであるとされ、如何なる意義を認められているのかという問題を Śabara (550頃) 及び Kumārila (650-700頃) 系統の解釈に沿って確認しようとするのが小論の目的である。

I. Mīmāṃsā 学の意義⁽⁷⁾

Mīmāṃsā 学派の根本典籍とされる MS (100頃) は、12の章から成り、⁽⁸⁾ 祭式の実行に関係する種々の問題乃至それに関連した聖典の句⁽⁹⁾の解釈を統一的に扱っているが、高度な思弁を基盤とした学説が簡潔な定句の形に圧縮されて展開されている。その冒頭の定句 (athāto dharmajijñāsā) は、一定句にして一論題を形成し、MS の序に相当するものとされる。⁽¹⁰⁾

ŚBh はこの定句中の各語を次のように説明する。⁽¹¹⁾

…外ならぬ Veda 聖典の学習をまず成就するや直ちに dharma が探究されるべきである、というのが、atha (さてそこで) という語の含意である。…… Veda 聖典を学んで直ちに沐浴すべきではなく、直ちに dharma が探究されるべきであるというのが、atha という語の意味である。

atas (この故に) という語は「理由」の意を以てある事実を示している。例えば「この土地は安楽で施物も豊富だ。この故に私はこの国に住むのである。」というのと同様である。このようにして、Veda 聖典は学習され終えた場合に dharma の探究に対する原因となることが知られるのであり、[学習の] 直後に dharma が探究されるべきである、というのが atas という語の含意である。即ち、Veda 聖典を学習し終えていない者は dharma の為に Veda 聖典の文章を探究することはできない。この故に——つまり、この理由から—— [学習の] 直後に dharma を探究すべきである、というのが atas という語の意味である。

dharmajijñāsā というのは「dharma を目的としての探究」のことである。つまり、それは、それ (= dharma) を知ろうとする欲求 (icchā) のことである。

atha もしくは athātas という語は、書物の冒頭、もしくは書中における論議の導入部でしばしば用いられる語であるが、⁽¹²⁾ 各学派ではこの語をそれぞれの立場から種々に説明している。⁽¹³⁾ ŚBh においては、Veda の学習を終えた後に直ちに師の家から辞すべきか、師の家に留まって Veda の文章の探究を行うべきかという形で Mimāṃsā 学開始の意義を論じているのである。⁽¹⁴⁾ ŚBh におけるこの論議は、言うまでもなく、生活期 (āśrama) の思想を前提としている。即ち、Brahmana, Kṣatriya, Vaiśya という上位の三種姓に属するものは、各自一定の年齢に達した時、各種姓に定められた季節に行う Upanayana という入門の儀を通過し、師のもとで Veda を学習する学生期という生活期に入ることになっている。⁽¹⁵⁾ この「学習」とは具体的には師の指導のもとに原則として各自の属する Veda 枝派に伝わる聖典を繰り返し読誦して暗記してしまうことである。又、各人は後に種々の祭式を行うのであるが、Veda を学習して必要な知識を持っていることは、各祭式を執行するのに不可欠な必須条件の一つにはかならない。⁽¹⁶⁾

終身学生を別として、学習を終えた者は「帰家式」(samāvartana) という修了の儀を行って師のもとを辞し、自分の家に戻り、やがて婚姻の儀を行って家長 (Gṛhastha) という生活期に行くことになっている。ここでいう、帰家式は「Veda 聖典を学習した後に沐浴すべし」(vedam adhitya snāyāt⁽¹⁷⁾) という古伝書の規則によって示されている。この文章中で、adhitya という語の -tya という接尾辞が anantarya (直接的連続性) を表わすとすれば、Veda の学習と帰家式は直接連続することとなり、〈入門〉→〈学習〉→〈帰家式〉という連続性により〈学生期〉→〈家長期〉という生活期の移行が滞りなく行われることになるのであるが、学習と帰家式の間には dharma を探究する期間が入り込むなら、この直接連続性が失われ、古伝書の規則が侵害されてしまうことになるのではないか。この見解に立てば、dharma の探究、即ち Mimāṃsā 学を修める余地はなくなってしまうことになるが、この問題は接尾辞 -tya の意味をこの語の語根の示す内容である「学習」が沐浴よりも前に行われること、即ち単なる「前時性」(pūrvakālatā) を表わすものと見ることによって解決されるというのが ŚBh の立場である。⁽¹⁸⁾ つまり、上述の古伝書の規則で示されているのは学習と帰家式の時間的前後関係に過ぎないのであるから、学習の後で dharma の探究に入っても規則に違背したことになるらず、Mimāṃsā 学を修める余地が認められることになるという訳である。

ŚBh によれば、直接連続性はむしろ、MS 中の atha という語の表示するところであり、それは〈学習〉→〈dharma の探究〉というこの両者の間の直接連続性を示しており、Veda の学習に引き続いて dharma が探究されるべきことを説いているのであるという。このことは換言すれば Veda 学習は dharma 探究の前提とされる訳であるから、学習を終えていなければ dharma の探究——Mimāṃsā 学——に入ることができないということになるのである。⁽¹⁹⁾

ŚBh の見解は後世に受け継がれ、多様に発展展開されたが、Kumārila 派に属する Pārthasārathi (10世紀頃?) は、Kumārila の説に従いつつ、この問題を論じている。その著 ŚD⁽²⁰⁾ によれば Mimāṃ-

sā学開始に当って、必要な諸条件の内、Mīmāṃsā 学の対象 (viṣaya) は dharma であり、目的 (prayojana) は dharma についての知識 (dharmajñāna) であり、Mīmāṃsā 学とその目的たる dharmajñāna の関係 (sambandha) は、前者が後者の手段 (sādhana) である sādhyaśādhana の関係であるという。更に後世になると、viṣaya を dharma 及び dharmajñāna の2種とし、Mīmāṃsā 学と dharma の関係は、jñāpyajñāpaka、Mīmāṃsā 学と dharmajñāna の関係は、janyajanaka であるとし、prayojana については、abhyudaya (繁栄) と niḥśreyasa (至福) を最高位の prayojana と呼ぶ一方、dharmajñāna を下位の prayojana として位置付け、又、adhikārin (有資格者) として、この prayojana を望む者がそれであるとする見解も展開されている。⁽²¹⁾

ŚD においては、Mīmāṃsā 学開始の意義は、Veda の学習自体の目的を、現世において目の当りに直接経験できる結果と見るか否かという問題を検討する形式で論じられている。それによれば、〈学習〉→〈帰家式〉という連続性を認める場合、Veda の字句を暗記する学習の結果得られるのは、生天という、直接目の当りには経験されない果報ということになる。これに対して、学習の目的を Veda の文章の意味内容の理解と見れば、それは現世において直接目の当りに経験できる結果にはほかならない。Mīmāṃsā 学の体系では直接経験可能な結果 (dr̥ṣṭārtha) が認められる場合に、直接経験できない果報 (adr̥ṣṭārtha) を想定することは許されない。従って、生天という未来時に属する果報より、直接に経験できる「意味の理解」を優先させ、それを学習の目的と見做すことになるのである。又、このことから、「学習」は直接経験される結果たる「意味の理解」に従属するものであるとされる。⁽²²⁾

さて、Veda 学習は「Veda 聖典を学べし」(svādhyāyo'dhyetavyaḥ)⁽²³⁾ という命令に基づくものであるが、ŚD によればこの命令 (adhyayanavidhi) の目的は、Agnihotra 等の祭式について、それらを行う資格は Veda を学習した上位三種姓のみにあって、師のもとに入門して学習することのできない Śūdra にはないという、資格の制限を示すことにあるという。⁽²⁴⁾ ここで学習は祭式実行に不可欠な条件たる知識を得るためのものであるから、adhyayanavidhi の命ずるところは「意味がわかるまで学習すべきこと」にほかならず、かつ又、その意味の理解は探究なくしては得られないという。かくして、adhyayanavidhi は探究を予期するのであり、それと矛盾する事、即ち探究を行わずに帰家式を行うことを排除する。従って、Veda の学習に引き続き、dharma の探究、即ち Mīmāṃsā 学を修める必要があるという訳である。⁽²⁵⁾

MS 中の jijñāsā という語は動詞 jñā の desiderative 形に由来し、ŚBh においては「知ろうとする欲求」(jñātum icchā) と説明されるが、ŚD では、ŚBh 中で 〈dharmo jijñāsītavyaḥ〉と言っていることを、〈vicārayitavyo dharmāḥ〉という表現を用いて説明しており、〈jijñāsā〉 = 〈vicāra〉と捉えている。⁽²⁶⁾ 更に後世の綱要書 ĀS では、jijñāsā という語は間接表示機能によって vicāra (探究) を表わす、と明確に述べられている。⁽²⁷⁾

II. dharma の具体像

上述の如く、Mīmāṃsā 学とは Veda を学習した後も引き続き師の家で「意味の理解」のために dharma を探究する、そのような学問である。では、その dharma とは一体如何なるものであろうか。これについては「dharma とは codanā (Veda 聖典の教令) を特相とする〔有益な〕事物である」(codanālakṣaṇo 'rtho dharmah) という MS I.i.2 の定句が定義を行っており、これも一定句一論題を形成し、MS 全体において展開される Mīmāṃsā 学説はこの定句を以て事実上開始されているのである。

この定句は ŚBh において次のように説明されている。⁽²⁸⁾

codanā とは行為を誘発する言葉であると人々は言う。何故なら「師に命じられた私は行為を行う」という表現が一般に認められているからである。

それによって〔何かあるものが〕指し示される (lakṣyate)、そのものが、特相 (lakṣaṇa) である。例えば、「煙は火の特相である」と人々は言う。

その〔codanā〕によって指し示される、有益な事物が人を至福 (niḥśreyasa) と結びつけると我々は主張する。

蓋し、codanā は過去・現在・未来の微細なもの、隠されたもの、離れたものという、このような類のものを理解させることができるが、他のもの、即ち感覚器官は、決して理解させることができない。

ここにおいて、codanā という語は「行為を誘発する言葉」(kriyāyāḥ pravartakaṃ vacanam) と説明され、又「師に命じられた」(ācāryacodita) という例示がなされていることからしても、ŚBh において、この定句中の codanā という語が「命令」と解されていたことは明らかであろう。しかし、Kumārila は、ある場合には codanā を upadeśa, vidhi と同義語としながらも、⁽²⁹⁾ この場合 codanā という語を聖典の言葉一般 (śabdāmātra) を表わすものとし、その根拠として、ŚBh 中の「過去・現在・未来の……」という個所に見られる「過去の〔もの〕」という説明に触れ、過去のものは命令の対象とはなり得ないのであると述べている。⁽³⁰⁾ Parthasārathi は NRK において、この点を明解に整理し、codanā という語は śabda の一種である vidhāyaka (命令語) を表わすが、間接表示機能によって śabda 一般を表示するのであるとしている。⁽³¹⁾

「特相」(lakṣaṇa) という語について、ŚBh は「煙は火の特相である」という例を示しているが、これを dharma について当てはめてみれば、「codanā は dharma の特相である。」ということになるであろう。又、lakṣaṇa という語自体、「それによって〔何かあるものが〕指し示される、そのものが lakṣaṇa である。」と説明されていることから、「知らしめるもの」乃至「目印」「標徴」の意味で使用されていると解される、定句中の〈codanālakṣaṇa〉という複合語の意味は、「codanā によって知られる」と考えても大過ないであろう。実際に、この語の意味をこのように捉えて dharma を説明する文献も少なからず見出される。⁽³²⁾ なお AS は〈codanā〉という語が Veda 全体を指し、Veda はその全体が dharma を対象としている、と説いている。⁽³³⁾

ŚDにおいて、Pārthasārathiは、この定句においては、dharmaについてはcodanāのみがpramāṇa（正しい認識手段）であり、かつcodanāがpramāṇa以外の何物でもないということが示されているのである、と述べている。⁽³⁴⁾

定句中の〈artha〉（有益なもの）という語についてŚBhは、「至福を目的としたJyotiṣṭoma祭等」という説明を与えているが、定句中にこの語が用いられているのは、〈anartha〉、即ち罪障（pratyavāya）をもたらす、Śyena等の儀がdharmaでないことを示すためであるという。⁽³⁵⁾

Śyenaというのは調伏法的一种であり、これは「〔敵を〕調伏しようとする者はŚyena祭を以て祭儀を行うべし」（śyenenābhicarān yajeta）⁽³⁶⁾というvidhiに示されているのであるが、ŚBhによれば、このvidhiは敵の調伏をなすべしと言っているのではなく、敵の殺害を望む場合にはŚyenaという祭儀が手段となることを教えているにほかならないという。⁽³⁷⁾ Kumārilaによれば、Śyena自体はvidhiの対象となっており、敵の死という望ましい目的を達成する手段であるが、Śyenaの結果即ち殺害（himsā）であり、これはniṣedhaの対象であってanarthaにほかならないから、間接的にanarthatvaがŚyenaに帰せられると言う。⁽³⁸⁾

以上のことから、MSのこの定句は「dharmaとは、codnāによって知られる、有益な事物である。」という意味に解される訳である。⁽³⁹⁾ところで、ŚBhによれば、dharmaの探究は、「dharmaとは何か」「如何にして知られるか」「その手段は何か」「似而非なる手段は何か」「目的は何か」として行われるべきものであるが、この五つの課題の内、前二者がこの定句によって説かれているという。⁽⁴⁰⁾ ŚDによればこれらはdharmaのsvarūpa（本性）とpramāṇaを問うものであり、この定句から、「dharmaたるものはcodanāをlakṣaṇaとする。つまりcodanāのみがそのlakṣaṇa即ちpramāṇaであり、codanāがそのlakṣaṇaに外ならないとして、直接にpramāṇaが規定されれば、意味の上から、codanāによって知られる（-gamyā）Agnihotra等のみがdharmaであって、そのcodanāをlakṣaṇaとしないもの——仏教靈廟崇拜（caityavandana）等——〔はdharma〕ではない、ということ、つまりsvarūpaも確立する。同様に、codanāをlakṣaṇaとするものはdharmaである、とsvarūpaが直接規定されれば、意味の上からpramāṇaも確立する。」ということが知られると言う。⁽⁴¹⁾

では、dharmaとは具体的には何であろうか。ŚBhによれば、それは「福を与えるもの」（śreyaskara）であり、Jyotiṣṭoma祭等の有益な事物である。⁽⁴²⁾ Kumārilaは、これについて

「福」（śreyas）とは人の喜び（puruṣapṛiti）であり、それはcodanāを特相とするdravya、guṇa、karmanによって実現される。従って、それらにのみdharmatvaが存するのである。

と説明している。⁽⁴³⁾ Pārthasārathiの述べるところによれば、ここで言うdravyaは搾乳桶（godohana）等、guṇaは低さ（nīcaistva）等、karmanはyāga等であり、これらは果報を実現する手段となるという理由でdharmaと呼ばれるのであるという。⁽⁴⁴⁾ 彼はこれ以上多くを語っていないが、例えば搾乳桶が果報を実現する手段となるというのは、Mīmāṃsā学派ではしばしば論じられるところである。新月・満月祭で供物として使用する祭餅（puroḍāśa）を作るに当たっての一連の所作の内、Adhvaryu祭官が水を運ぶ所作があるが、その場合祭主の持つ種々の目的によって、水を入れる容器を選ぶことができ、家畜を望む祭主の為には搾乳桶を用いるべきであるとされている。⁽⁴⁵⁾ これに

については、搾乳桶を使用することそのものは本来水を運ぶという新月・満月祭の一環としての所作、即ち祭式成就を目的とした行為の為に用いられるのであるから、家畜獲得という果報との結びつきは間接的に表示されているに過ぎないという議論もあるが、⁽⁴⁶⁾ともあれ、搾乳桶という祭式用具が果報をもたらす手段であるということは認められている訳である。

以上のことからすれば、Mīmāṃsā 学派において dharma とは、望ましい果報をもたらすものであること、Veda を pramāṇa とするものであることという二つの条件を満たすもののすべてということになるであろう。但し、ŚBh における説明が、「福を与える」「Jyotiṣṭoma 祭等」となっており、「yāga を行う者を dharma を実践する者 (dhārmika) と称する。⁽⁴⁷⁾」としていること、「神々は yajña を以て yajña を行えり。そは最初の dharma なりき。⁽⁴⁸⁾」という Veda の文章を例示していることからすれば、ŚBh の段階での dharma 観は祭式という行為一般の域を出ないものであったのではないかと思われるが、その継承者達は更に進んで学説を展開したものと言うことができるであろう。

なお、Pārthasārathi は Kumārila の言を注釈しつつ他の諸学派における dharma という語の用例を紹介し、内官のある種の状態、心の潜在印象、身体を形成する原子たる pudgala、ātman 固有の属性、apūrva とする各用例を挙げ、各々順次、Sāṃkhya 学派、仏教徒、Jaina 教徒、Vaiśeṣika 学派、Mīmāṃsā 学派の一派における用例としつつ、いずれも日常的言語表現においては、dharma という語をそれらの意味で用いることはないとして斥けている。⁽⁴⁹⁾

なお、学説が後世詳細に展開されるに至っても、祭式を dharma であるとする点は変りがない。ところで、「福を与えるもの」という定義からすれば、諸祭式の内、特定の願望に基づいて行う所謂 kāmīyakarman のみが dharma であるということになり、特定の果報をもたらさないとされる義務的祭式たる nityakarman は dharma の範疇に入らないのではないかということになりそうである。この点については、Pārthasārathi は、「義務的祭式にとっては悪業消滅が果報であると言われる。」と述べている場合もあり、⁽⁵⁰⁾ 義務的祭式も、積極的果報をもたらすものではないが、やはりここでいう dharma としての性格を持っていると解していたことが推測される。

Ⅲ. dharma と解脱

JNMV に従って MS の構成を見ると、

第1章：dharma についての pramāṇa

第2章：dharma たる諸祭式の区分 (bheda)

第3章：諸祭式間の従属関係 (śeṣa)

第4章：祭式諸要素の動機 (prayukti)

第5章：祭式の執行順序 (krama)

第6章：祭式執行の資格 (adhikāra)

第7章：細目拡大適用の一般的形態 (sāmānyato 'tīdeśa)

第8章：拡大適用の個別的形態 (viśeṣato 'tīdeśa)

第9章：拡大適用に当たっての諸修正 (ūha)

第10章：拡大適用に当たっての除外 (bādha)

第11章：諸要素の同時・複数効果 (tantra)

第12章：諸要素の付随的效果 (prasaṅga)

となっている。⁽⁵¹⁾ 第3・6・10章が各8節から成っているほか、残りの各章はいずれも4節から成り、合計12章60節915論題を以てMSは構成されている。全体として、dharmaたる祭式の諸相を種々の点から扱っているが、ŚBh等の注釈に従ってその内容を見れば、各章はバラバラな思想の寄せ集めではなく、内容的にも緊密に結びついており、特定のVeda枝派の見解に偏することなく、祭式実行上の諸点、乃至それに関する聖典の文句を、客観的にしかも統一的に論じようとしている意図が窺えるのである。

さて、このようにして祭式、即ちdharmaを中心課題とするMīmāṃsā学の体系そのものにとっては、解脱の問題は本来極めて異質なものではなかろうか。解脱の問題自体は諸学派において論じられているにもかかわらず、MSにもŚBhにも論じられていない。このことは、祭式の実行とそれによって獲得される果報の連関を種々の点から論ずるという形式でdharmaを探究するMīmāṃsā学の体系にとって、祭式の果報を軽視し、祭式に低い位置を与えてしまう可能性のある解脱の思想は本質的に相い容れないものであるからではないかと思われるのである。

JaiminiとŚabaraは共にMīmāṃsāのみならずVedāntaの学問にも精通していたとされ、⁽⁵²⁾ 実際に、現存BSには解脱に関連した問題に関してのJaiminiの見解も紹介されている。⁽⁵³⁾ しかし、Jaimini自身が解脱の思想を持っているにもかかわらず、MSの編纂者がMSの中でそれに触れないのは、やはりMīmāṃsā学の体系そのものにとっては解脱が本来異質の問題だということを前提としていたからではないかと思われるのである。これに対し、BSにおいては知行併合論的な思想を示しながらも、⁽⁵⁴⁾ Brahmanを中心課題として解脱を扱っている。Mīmāṃsā学とVedānta学の両体系は合して一つの体系(=広義のMīmāṃsā)であり、往古の学者たちは両学問を兼学したとされるが、⁽⁵⁵⁾ このことは、Mīmāṃsā学の具体的内容がBrāhmaṇa文献を中心として、祭式をテーマとした解釈学的研究であり、Vedānta学のそれがUpaniṣad文献における知をテーマとした解釈学的研究であって、両者にVedaの文章を対象とした解釈学的研究という共通性があったが故のことではないかと考えたい。

さて、このようなMīmāṃsā学派においても、Kumārila前後に至ると、文献の上でも明確に解脱の思想が展開されているが、⁽⁵⁶⁾ これは上述の観点からすれば学派史上画期的な事と言えよう。

Kumārilaの解脱観は、

我々の身体は行為によって生ずべき〔果報〕を享受するために生ずるのである。従って、その〔果報〕が存しなければ〔新たな身体が生ずる〕如何なる原因も存しない訳である。そこで、解脱を希求する者は、願望に基づく祭式と禁じられた行為を行ってはならない。罪障を除去せんが為、義務的祭式と臨時の祭式とを行うべきである。

という言葉によって端的に示されている。⁽⁵⁷⁾ この見解は、ātmañānaを無視して、祭式行為のみによ

て解脱が達成される、と説くものとして、Śāṅkara 系統の学者による痛烈な批判の対象となっている。⁽⁵⁸⁾

Kumārila の実際の見解では、ātmañāna の一種たる念想 (upāsana) にも解脱に関しての意義を認めることから、一種の知行併合論の見解を抱いていたことが窺われ、Pārthasārathi 等にそれは継承されている。⁽⁵⁹⁾ 又、彼等の解脱論で注目すべきことは、Śāṅkara 系統の学説と異なり、祭式即ち dharma を軽視して解脱を論じているのではないという点であると思われる。

IV. 結語

以上のことから、Mīmāṃsā 学派における dharma とは、Mīmāṃsā 学の中心的課題として、Veda の学習に引き続いて探究されるべきものであり、codanā によって知られる有益なものであって、Jyotiṣṭoma 祭等の祭式のほか、人に果報をもたらす手段としての祭式用具等のものまでをも含む広い範囲のものである、と言うことができよう。又、dharma としての諸祭式は、特定の果報を求めて行うものについては、まさしく「福を与えるもの」であるが、義務的祭式、臨時的祭式については後世、罪障の消滅を介して解脱の為の手段となると見做されるに至ったと言うことができるであろう。

略号

ĀpŚS = Āpastamba Śrautasūtra, ed.R.Garbe, 2nd., ed., New Delhi, 1983.

BS = THE BRAHMASŪTRA ŚĀṅARA BHĀSYA with the Commentaries BHĀMATĪ, KALPATARU AND PARIMALA, Parimala Sanskrit Series No.1, Delhi, 1981.

JNMV = Jaiminīyanyāyamālavistara (Śrīmādhavapraṇītā savistarā Jaiminīyanyāyamālā), Kashi Sanskrit Series 126, Vārāṇasī, 1937.

北川 AS = 北川秀則「Arthasaṃgraha 和訳解説I」(『名大文学部研究論集XLVIII』1968)。

MNP = Mīmāṃsā Nyāya Prakāśa (ed.F.Edgerton, New Haven, 1929)。

MP = MĪMĀMSĀ-PARIBHĀṢĀ OF KṚṢṆA YAJVAN.

Translated and annotated BY SWĀMI MĀDHAVĀNANDA, Calcutta, 1948.

MS = The Mīmāṃsāsūtras of Jaimini with the Bhāṣya by Śābarasvāmī and the Comms. Prabhā, Tantravārttika and Tūptikā, ĀnSS 97, Poona, 1929.

前田「ダルマ」= 前田専学「ヴェーダーンタ哲学におけるダルマ」(『平川彰博士環暦記念論集 仏教における法の研究』、春秋社 昭50. 所収) pp.545-566.

前田・倉田「諸問題」= 前田専学・倉田治夫「インド祭事学派の諸問題(I) - マーダヴァ著『全哲学綱要』ミーマンサー章の研究」『鈴木学術財団研究年報』12・13, 昭50-51, pp.77-100; (II) 『仏教学』4, 昭52, pp.(1)-(85).

NRK = Nyāyaratnākara See ŚV

中村「哲学」= 中村元『ブラフマストラの哲学』(岩波書店1951)。

中村「法」= 中村元「法(ダルマ)の観念」(『インド思想の諸問題』春秋社、昭42)、pp.177-204

ŚBh = Śābara-Bhāṣya See MS.

ŚBh (F) = Śābarasvāmī's Bhāṣyam zu den mīmāṃsāsūtren I. 1.1-5 (E. Frauwallner, Materialien zur ältesten Erkenntnislehre der Karmamīmāṃsā, Wien 1968, ss7-61)。

ŚD = ŚĀSTRA DĪPIKĀ of Pārthasārathi Miśra, with the Commentary Called *Yuktisneha Prapūrāni*, ChSS 188 – 190, 225, 226, Benares, 1916.

ŚV = ŚLOKAVĀRTTIKA OF ŚRĪ KUMĀRILA BHATTA with the Commentary NYĀYARTNĀKARA OF ŚRĪ PĀRTHASĀRATHI MIŚRA, Prāchyabhārati Series 10, Varanasi, 1978.

SDS = *Sarva–Darśana–Samgraha* of Sāyana–Mādhava, ed. with an original commentary in Sanskrit by Mahamahopadhyaya Vasudev Shastri Abhyankar, Government Oriental Series 1, Poona, 1924.

YSP = *Yuktisneha Prapūrāni* See ŚD

注

- (1) mīmāṃsā という語の「深い思索」「探究」「討議」といった意味での用例はかなり古い時代まで遡る。e.g. utsrjyām notsrjyām iti mīmāṃsante (*Taittirīya Samhitā* Ⅶ .5.7.1); udite hotavyam anudita iti mīmāṃsante (*Kauṣ Br.* II .9); prācīnāsāla aupamanyavaḥ… mahāśrotiriyāḥ samyeta mīmāṃsān cakruḥ (Ch. Up. V. 11. 1). この外、多くの用例が報告されている。cf. P.V.Kane, “A Brief Sketch of the Pūrva–Mīmāṃsā System,” *ABhORI*, vol. VI (1924), pt. 1, p. 2. desiderative 形に由来しながらも、欲求の意味を表出していない点については Pāṇini Ⅲ .1.6 参照。Mīmāṃsā 学派と Vedānta 学派との関係等について、中村『哲学』, pp. 59–78 及び A. Parpola, On the Formation of the Mīmāṃsā and the Problems Concerning Jaimini, *WZKS* XXV, Wien, 1981, pp. 145–177 参照。
- (2) jaiminiyam dharmasāstram (SDS X11, l. 25), dharmavicāraśāstram (SDS X11, l. 52)
- (3) 中村「法」 pp. 192–193. 前田「ダルマ」, pp. 547–548. 宮本啓一「ニヤーヤ, ヴァイシェーシカ両派の解脱観」〔『仏教思想 8・解脱』平楽寺書店, 昭57〕, pp. 329–352, 特に p. 347 注 7)。
- (4) athāto brahmajijñāsā (BS I. i. 1) .
- (5) sārīraṃ vācikaṃ mānaśaṃ ca karma śrutismṛtisiddhaṃ dharmākhyam, vadviṣayā jijñāsā 'athāto dharmajijñāsā' itī sūtrītā (Śaṅkara ad BS I. i. 4) .
- (6) 前田「ダルマ」, p. 557.
- (7) 前田・倉田「諸問題」(Ⅱ), pp. (3)–(15).
- (8) sā hi mīmāṃsā dvādaśalakṣaṇī (SDS X11, l. 4) ; maharṣiṇā jaiminīnā dvādaśalakṣaṇyām pūrvamīmāṃsāyām (MP, P. 2) ; 北川 AS2, p. 60.
- (9) ŚBh を見ると、大半の論題は論及の対象としての聖典の文章 (viṣayavākya) を提示する。śruti については… itī śrūyate, smṛti については… itī smaryate といった形で提示することが多い。cf. D. V. Garge, *Citations in Śābara–Bhāṣya*, (Poona 1952), p. 28.
- (10) idam cādhikaraṇam śāstreṇopodghātātvena sambadhyate (SDS X II, l. 85).
- (11) ŚBh (F) ad MS I. i. 1, s. 14.
- (12) athāto goāyuṣoḥ mīmāṃsā (*Kauṣ Br.* XXVI. 2); athātaḥ paridhānasya mīmāṃsā (id X VIII, 4); athāto darśa-pūrṇamāsau vyākhyāsyāmaḥ (ĀpŚS I. i. 1); athāto 'dhikāraḥ (*Kātyāyana ŚS* I. i. 1); athāto gṛhyā karmāṇi (Drāhyāyana Gṛhyasūtra I. 1); athātaḥ sāmāyācārikān dharmān vyākhyāsyāmaḥ (ĀpDhS I. i. 1); athāto dharmam vyākhyāsyāmaḥ (*Vaiśeṣikasūtra* I. i. 1); athāto brahmajijñāsā (BS I. i. 1). 又、同じ MS の中にも athātaḥ śeṣalakṣaṇam (MS III. i. 1) ; athātaḥ kratvarthapurusaṅgārthayor jijñāsā (MS IV. i. 1) ; atha viśeṣalakṣaṇam (MS VIII. i. 1) . 又、MS I. i. 1 に極めて似たものとして、athātaḥ puruṣaṇihṣreyasārtham dharmajijñāsā (*Vaiśiṣṭha Dharma Sūtra* I. 1) という用例がある。
- (13) eg. tāv evāgre vyākhyāsyann adhikāram darśayati… na punar ihānantaryārthaḥ, vṛttasya kasyacid anantarasyānupalambhāt (Rudradatta ad ĀpŚS I. 1. 1); athaśabdo maṅgalārtha ānantaryārthaś ca, maṅgalānantarārambhaprasnakārtsnyeṣv athety amarokteḥ (Yājñikadeva ad KŚS I. 1. 1). 前田「ダルマ」, p. 551. 島岩『『パーマーティ』和訳 I, 1, 1–4 (V)』(昭和59年度文部省奨励研究(A)報告書) p. 52, 註 (206) 以下。
- (14) adhīte vede dvayam āpatati, gurukulāc ca samāvartitavyam vedavākyaṇi ca vicārayitavyāni (ŚBh (F) ad MS I. 1. 2, s. 12).

- (15) *Manusmṛti* II.36. 中野義照『インド法の研究』(日本印度学会, 昭49), pp.283-287.
- (16) *sūdrasya na yāgādaḥ adhikāraḥ, tasyādhyayanavidhisiddhajñānābhāvāt* (MNP §228). cf. ŚBh ad MS VI. i.25-38 (apaśūdrādhikaraṇa).
- (17) *Baudhāyanagr̥hyasūtra*, VI.1.
- (18) ŚBh (F) ad MS I. i.1, s.12.
- (19) 前田「ダルマ」, pp.551-552.
- (20) ŚD, pp.6-8. cf. ŚV pratijñāsūtra vv.11-25.
- (21) YSP p.9
- (22) ŚD pp.14-15. cf. 前田・倉田「諸問題」(II), pp.10-11
- (23) *Taittirīyāranyaka* II.15.7; *Śatapathabrāhmaṇa* XI.V.6.3.
- (24) yo'yam agnihotrādiṣv adhitavedānām traivarṇikānām evādhikāro nānadhīta vedānām sūdrāṇām ity adhi-
kāranīyamaḥ sa prayojanam adhyayanavidheḥ (ŚD pp.14-15). cf. 注(16)
- (25) tenārthajñānāvāsānam adhyayanam adhyayanavidhiyata iti vicāram antareṇa tadanupapatter adhyayana-
vidhir eva vicāram akṣipam tadviruddhaṁ smārtaṁ snānam bādhatē, iti siddham adhyayanānantaraṁ dhar-
majijñāsā kartavyeti (ŚD p.16) .
- (26) Ś p.11.
- (27) jijñāsāpadasya vicāre lakṣaṇā (北川 AS 5, p.60). cf. pūjitivicāravacano mīmāṃsāśabdaḥ (*Bhāmati*, p.46) .
*Bhāmati*においては mīmāṃsā は pūjitivicāra, jijñāsā は jñānecehā, 両者の関係は pravartyapravartaka とされる。
- (28) ŚBh (F) ad MS I. i.2, s.16.
- (29) codanā copadeśaś ca vidhiś caikārthavācīnaḥ (ŚV autpattikasūtra, v. 11 cd). cf. *Nyāyasūtrabhāṣya* ad NS II. 1.64.
- (30) codanety abravīc cātra śabdamaṭravivakṣayā, na hi bhūtādiviṣayaḥ kaścid asti vidhāyakaḥ (ŚV codanāsūtra, v.7). Prabhākara 派の解釈について, codanāivā kāryapratipādikam eva vākyam bhūtādikam apy avagamayitum śaknotiti kāryarūpa eva vedārtha ity na pratijñāhāniḥ (*R̥juvimalā* [ChSS 391] p.19.)
- (31) bhāṣye codanāpadaṁ śabdaviśeṣasya vidhāyakasya vācakam api lakṣaṇayā śabdamaṭraparaṁ vyākhyeyam ity āha (NRK ad ŚV codanāsūtra, v.7) .
- (32) codanāgamyāḥ (JNMV p.16); vedābodhita- (MP p.2); vedapratipādyā- (北川 AS 7, p.60)
- (33) 北川 AS 8, p.60. dharma については vidhi, arthavāda, mantra, nāmadheya から成る Veda 全体 (śruti) が pramāṇa であり, śruti のみならず, smṛti, ācāra も pramāṇa とされるが, これについては TV [ĀnSS 97-2], pp.1,69-70
- (34) ŚD p.41 参照.
- (35) ŚBh (F) ad MS I. i.2, s.20. cf. artho' niṣiddhaphalaḥ, anarthaś ca niṣiddhaphalaḥ... (*R̥juvimalā* , p.29)
- (36) ĀpSS, 22.4.13(17). cf. *Śadvimśa Brāhmaṇa* VIII, 1-2.
- (37) ŚBh (F) ad MS I. 1.2, s.20.
- (38) ŚV codanāsūtra vv.216-219ab; 266cd.
- (39) Prabhākara 派の説については codanālakṣaṇaḥ kāryarūpo vedārthaḥ nendriyādīlakṣaṇaḥ kriyākarakasam-
gādīḥ. (*R̥juvimalā*, p.27)
- (40) ŚBh (F) ad MS I. i.2, s.14. 残りの 3 つの課題の処理については, See ŚV pratijñāsūtra, v.123 cd; TV [ĀnSS 97-4] p.1; ŚD [ed. P.N. Pattabhīraṁ Sastri, New Delhi, 1978] p.117. cf. V.A. Ramaswami Śastri, Dharma - its definition and authority, *JjhRI*, VII, pp.29-42.
- (41) ŚD p.41.
- (42) ŚBh (F) ad MS I. i.2, s.20.
- (43) ŚV codanāsūtra, v.191; ŚD p.51.
- (44) NRK ad ŚV codanāsūtra, v.191; ŚD p.51.
- (45) ĀpSS I.16.3.

- (46) MNP §261; MNP (ed.A.Chinnasavāmiśāstri, [Kashi Skt. Ser.25] Benares, 1949), p.123.
- (47) ŚBh (F) ad MS I.i.2.s.20.cf.yāgādyanuṣṭhātari dhārmikaśabdaprāyogo niyogaṇuṣṭhānanimittakaḥ (R̥juvimalā,p.27)
- (48) Ṛgveda X.9.16; Taittirīyasamhitā 3.5.11.5. “dharmāni” と中性複数形になっていることについては, liṅgasamkhyāvṛtyayas tu chāndasatvāt (Mānameyodaya [The Adyar Library Series 105] Adyar, 1975, 2nd.ed., p.276.) cf. 中村「法」 p.179.
- (49) NRK ad ŚV codanāsūtra,v.195; Mānameyodaya, p.270. cf. karmajanyo 'bhyudayaniḥśreyasahetur apūrvākhyā ātmaḡo dharmāḥ (Haradatta ad Gautama DhS I.1.1. [ĀnSS 61] p.1; kārye cārthe dharmāśabdaḡ laukikāḥ prayuñjate, (Br̥hatī,p.27)
- (50) āvaśyakānām pāpakṣayaḥ phalam ucyate, (Nyāyaratnamālā [GOS 75 1937] p.147).
- (51) JNMV pp.5-9. cf. 前田・倉田「諸問題」(I), pp.94-96.
- (52) 中村『哲学』 pp.48-52,189-219.
- (53) BS IV.4.5
- (54) 中村『哲学』 pp.470-483
- (55) 中村『哲学』 PP.1-78,81ff.
- (56) ŚV sambandhākṣepaparihāra vv.102-111.
- (57) op.cit.,vv.109-110.
- (58) Taittirīyopaniṣadbhāṣyavārttika, śikṣāvalli, vv.9-10. cf. 拙稿 SAMYOGAPRTHAKTVANYĀYA, 印仏研 XX VIII -2,pp.(13)-(18).
- (59) 前掲拙稿,p.(15,n.21)~23); Bhagavadgītā との関連について拙稿「ミーマーンサー学派の解脱観」[『東方』第1号(東方学院 1985), pp.58-67]参照。